

令和 7 事業年度

事業報告書



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

(目次)

1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 法人の目的、業務内容	4
(1) 法人の目的	4
(2) 業務内容	4
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	4
4. 中長期目標	5
(1) 概要	5
(2) 一定の事業等のまとめりと目標	6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
6. 中長期計画及び年度計画	8
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	9
(1) ガバナンスの状況	9
(2) 役員等の状況	10
(3) 職員の状況	11
(4) 重要な施設等の整備等の状況	11
(5) 純資産の状況	11
(6) 財源の状況	11
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	12
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	13
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	14
(1) リスク管理の状況	14
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	14
9. 業績の適正な評価の前提情報	15
10. 業務の成果と使用した資源の対比	16
(1) 当事業年度の主な業務成果・業績実績	16
(2) 自己評価	16
(3) 当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	17

1 1. 予算と決算との対比	18
1 2. 財務諸表	19
1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	22
1 4. 内部統制の運用に関する情報	24
1 5. 法人の基本情報	26
(1) 沿革	26
(2) 設立に係る根拠法	26
(3) 主務大臣（主務省所管課）	26
(4) 組織図	27
(5) 事務所の所在地	28
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	28
(7) 主要な財務データの経年比較	28
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	29
1 6. 参考情報	32
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	32
(2) その他公表資料等との関係の説明	33

1. 法人の長によるメッセージ

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED: Japan Agency for Medical Research and Development) は、国が定める「健康・医療戦略」の下、我が国における医療分野の研究開発とその環境整備の中核的な役割を担う資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、2015 年(平成 27 年)に設立されました。設立以降、一貫して、医療分野の研究開発関連予算を集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を実施しています。



第 3 期中長期計画(対象期間:2025～2029 年度)の下では、第 2 期中長期計画期間に確立したモダリティ(創薬手法や治療手段等)を軸とする仕組みをさらに発展させ、8つの統合プロジェクトにより推進します。また、疾患領域に関連した研究開発についても、引き続き、領域別に統合プロジェクトを横断する形で柔軟なマネジメントを行います。

医療研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進し、絶え間なく創薬等シーズが創出されるよう、基礎研究を継続的・安定的に支援するとともに、出口志向を強化して成果の実用化を加速します。全ての統合プロジェクトに共通して、伴走支援の強化、医療 DX や AI 創薬の推進、国際展開に取り組みます。また、基礎研究・応用研究から臨床研究の各段階において、シーズを企業に導出することを含め、社会還元の視点をもって、各府省庁事業間をつなぐ支援の取組を整備し、体制強化にも取り組みます。研究への患者・市民参画など、医療研究開発における「社会共創」の取組も一層推進していきます。

感染症有事に備えた対応としては、統合プロジェクトに新たに感染症プロジェクトを立ち上げ、政府関係機関等との連携にも着手しています。2022 年に AMED 内に設置した先進的研究開発戦略センター(SCARDA)をはじめとする「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づく取組を含め、ワクチン、診断薬・治療薬の開発体制の整備に取り組みます。

モダリティの多様化が急速に進むなか、分野横断的なアプローチによる創薬力の強化や国際競争力のある新規モダリティ開発の加速が求められています。国内外の様々な機関との連携を深めるとともに、情報収集・発信にも一層注力し、国際共同研究や人事交流を活性化することで、グローバルな視点で AMED 全体の事業推進と成果の最大化を図りたいと思います。患者さんや医療現場、研究者、産業界等のニーズを十分踏まえながら、世界最高水準の技術を用いた医療の提供、ひいては、健康長寿社会の形成に一層貢献できるよう取り組んでまいります。

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

理事長

中 釜 寿

2. 法人の目的、業務内容

(1)法人の目的

AMED は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的としています。(国立研究開発法人日本医療研究開発機構法(以下「機構法」という。)第3条)

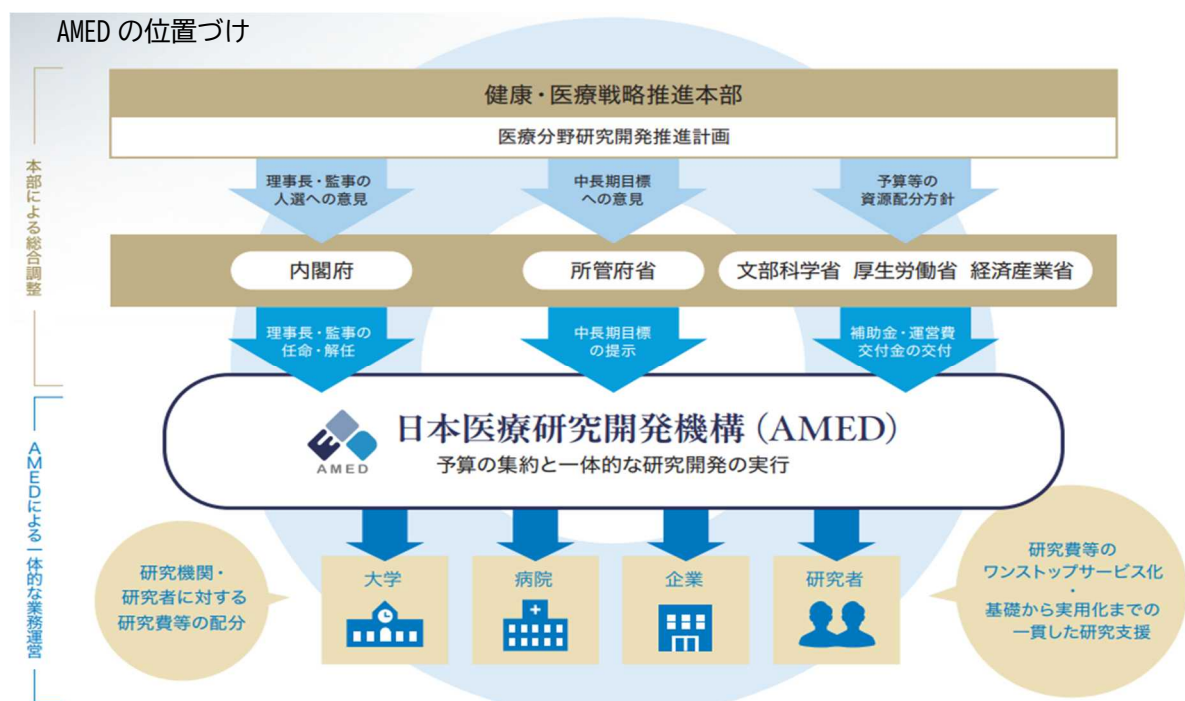
(2)業務内容

AMED は、第3条の目的を達成するため、機構法第16条(以下抜粋)に定める業務を行います。

- 一 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)

AMED は、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行います。



4. 中長期目標

(1)概要

① 中長期目標の期間

第3期中長期目標の期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの5年間です。

② 中長期目標の概要

AMEDは、医療分野の研究開発関連予算を、疾患を限定しないモダリティ等の統合プロジェクトに集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を実施することにより、多数の研究成果を創出してまいりました。また、疾患領域に関連した研究開発は、統合プロジェクトを横断する形で疾患ごとの柔軟なマネジメントを行い、研究成果の疾患横断的な展開や研究者の実用化への意識の変化がみられるなど、一定の効果は得られています。一方、多様なプレーヤーと連携し、出口志向の研究開発をリードできる人材の不足や、関係府省庁に紐づく施策・事業の間の壁が存在することは、第3期の課題とされています。

また、医療分野を取り巻く環境の変化として、世界の売上げ上位の新薬の中心が、低分子医薬品からバイオ医薬品、再生・細胞医療・遺伝子治療といった新規モダリティに変化する新たな潮流が出現しています。並行して、情報化・デジタル化により生み出された膨大なリアルワールドデータを活用したAI技術が社会変革を引き起こすと予想されています。また、パンデミックが国家安全保障上の課題と強く認識されるようになり、国に対して感染症危機への平常時からの備えが従前に増して求められるようになりました。さらに、早期の段階からの倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への対応や研究への患者・市民参画(PPI)をはじめとした「社会共創」の取組がますます重要になっています。

これらAMEDの使命や役割、環境変化を踏まえ、第3期中長期目標期間においては、以下のことに取り組みます。

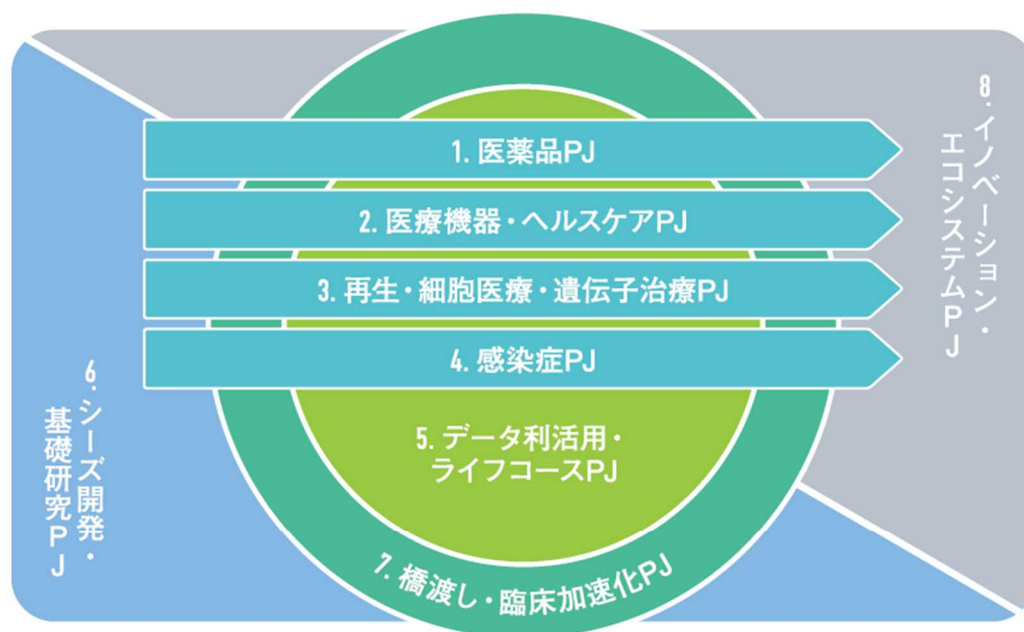
※詳細は、第3期中長期目標をご覧ください。<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyouhtml>

- 統合プロジェクトを、①医薬品、②医療機器・ヘルスケア、③再生・細胞医療・遺伝子治療、④感染症、⑤データ利活用・ライフコース、⑥シーズ開発・基礎研究、⑦橋渡し・臨床加速化、⑧イノベーション・エコシステムに再編するとともに、疾患領域に関連した研究開発については、統合プロジェクトを横断する形で、特定の疾患ごとに柔軟なマネジメントを行います。
- 基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進について、絶え間なく創薬シーズを創出するとともに、出口志向性を強化して成果の実用化を加速。関係府省庁の事業間をつなぐ支援の仕組みを整備し、所要の体制強化を行います。
- 大学病院・医学部の研究開発力強化。イノベーションの種を創出する基礎研究の充実、バイオバンク・データベースなどの研究基盤の整備を進めるなどにより、総合的に研究推進体制を確立します。
- 研究開発成果を産業界等に受け渡した結果や医療としての社会実装を、薬事承認、ガイドライン等、製品上市数をアウトカム指標として、その上昇を目標とする。シーズの企業導出、治験、優れたシーズの発展・継続支援、Top1%論文の数をアウトプット指標として設定します。

(2)一定の事業等のまとまりごとの目標

機構は、中長期目標における一定の事業等のまとまりの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名及び区分ごとの目標は以下のとおりです。

一定の事業等のまとまり	目標
基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施	統合プロジェクトにより一元的な管理を行うことで、実用化志向性の更なる促進、感染症有事を踏まえた対応、基金で実施する事業の統合プロジェクトとの一体的推進等を勘案し、AMED による支援を中核として研究開発を推進する。
疾患領域に関連した研究開発	がん、難病の視点でプロジェクトを横断して連携協力を調整する体制を構築するとともに、生活習慣病、神経疾患・精神疾患、老年医学・認知症、成育、歯科口腔保健については、各疾患に注目しつつ、ライフコースの視点で全体的なマネジメントを導入して研究開発を推進する。
AMED に求められる機能の発揮と そのための体制の構築等	基礎研究・応用研究から臨床研究の各段階において特に有望なシーズをいち早く企業へ導出することを目指して実用化フローを強化し、支援の切れ目が生ずることなく連続的な支援ができる仕組みを構築し運用する。



<疾患領域に関連した研究開発>

8つの統合プロジェクトを横断した領域を設定。



5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

第3期の運営方針として、理事長より、現場中心主義の推進のもと、5つの重点項目(1.事業間連携、2.初期段階での企業導出、3.基礎研究の充実、4.国際展開、5.医療研究 DX)を掲げています。

日本医療研究開発機構(AMED)第3期の運営方針 (令和8年1月)

～ 現場中心主義 (研究現場や成果導出先との対話を基礎とする組織体制/風土の形成) の推進 ～



「現場中心主義」を徹底しつつ、以下の取組を通して、研究開発とその環境整備及び人材育成等を牽引・後押しすることにより、健康・医療分野における我が国の研究開発活動の活性化や底上げ、ひいては健康長寿社会の実現に向けて貢献する。

1. 事業間連携の取組の強化

研究開発事業及び課題の間をつなぎ、切れ目なく連続した支援を可能とする仕組み（ペアリング、マッチング）を構築・導入する。その際、研究開発の目利きをはじめ出口戦略の立案やそれら実施に向けた案件調整等に取り組むシンクタンクの機能と機動性を向上させた調整費を有効に活用し、研究支援を充実させていく。

2. 研究開発の初期段階からの産学協創・企業導出

上記の研究支援の充実を図りつつ、初期段階からアカデミアと企業が協創して研究開発を進め、企業的視点による各シーズ・技術への支援等を実施することにより、最適な開発段階（基礎・応用研究から臨床研究まで）での企業導出を促進する。革新的新薬の創製に向けて、各事業及び課題についてバリューチェーンの観点からも捉えながら、仕組みづくりや各段階の取組を進める。

3. 社会実装・貢献へつながる成果創出のための基礎研究の充実

研究者の自由な発想と社会的な要請を踏まえた基礎研究を継続的・安定的に支援し、また、その基礎研究の成果と先端技術開発との融合を図ることにより、医薬品及び医療機器等の開発の源泉となるイノベーションの種を絶え間なく創出していく。

4. 国際展開の推進

国際的に優れた研究成果の創出に向け、国際共同研究の戦略的・機動的な推進や海外ニーズを取り込んだ国際共同治験への参画により、日本人研究者の国際的なトップサークルへの参入を促進するとともに、次世代の優秀な研究者同士の交流や関係構築の強化をする。また、国内外の医薬品市場を見据えた創薬エコシステムを構築する。

5. 医療分野の研究開発のDX

AIをはじめ、生成AIや量子技術等の先端技術を用いた医療分野の効果的・効率的な研究開発を促進する。そうした取組において基盤となるデータベースの構築・整備及び活用を見据えたデータマネジメントに取り組む。

6. 中長期計画及び年度計画

第3期中長期計画(令和7年4月～令和12年3月)に掲げる項目は、次の表のとおりです。各年度計画においては、第3期中長期計画に定めた事項に関して、当事業年度において実施すべき事項が定められています。

※詳細については、第3期中長期計画及び年度計画をご覧ください。

<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>

Ⅰ. 政策体系における法人の位置付け及び果たすべき役割	
Ⅱ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施	① 医薬品プロジェクト ② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト ③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト ④ 感染症プロジェクト ⑤ データ利活用・ライフコースプロジェクト ⑥ シーズ開発・基礎研究プロジェクト ⑦ 橋渡し・臨床加速化プロジェクト ⑧ イノベーション・エコシステムプロジェクト
(2) 疾患領域に関連した研究開発	
(3) AMED に求められる機能の発揮とそのための体制の構築等	① 優れたシーズの創出・実用化の加速 ② 8統合プロジェクトに共通する取組 ③ 研究開発の環境の整備 ④ 研究開発成果の普及
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 組織・人員体制の整備	
(2) 事業の改善や新たな価値実現を果たす DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	
(3) その他業務改善・効率化の取組に関する事項	
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項	
Ⅴ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	

※Ⅳ.Ⅴ.については中項目以下を省略

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1)ガバナンスの状況

①主務大臣

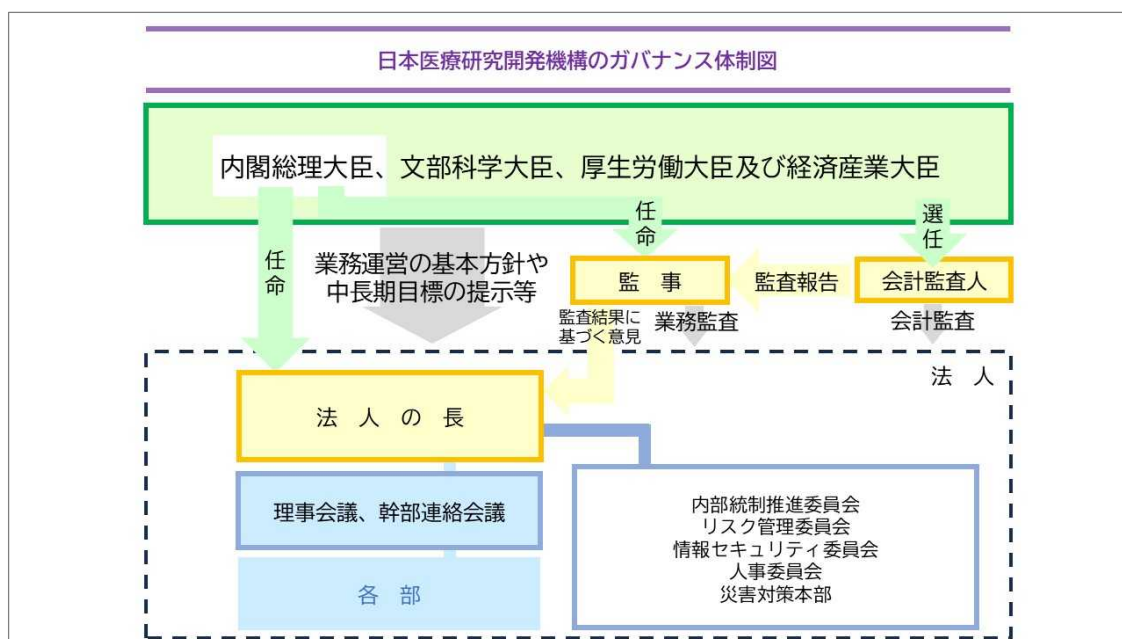
AMED の役員、職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項について、主務大臣は内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣となっており、その状況は次のとおりです。

業務内容		主務大臣
1	理事長、監事の任命、解任	内閣総理大臣
2	中長期目標の提示	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
3	運営費交付金の交付	文部科学大臣
4	補助金の交付	内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

②ガバナンス体制図

AMED は、内閣総理大臣が任命する法人の長のもとで、主務大臣が策定した中長期目標等に基づき中長期計画を策定し、業務を執行するとともに、事業年度毎に評価を受けています。また、内閣総理大臣が任命する監事による業務監査及び、主務大臣が選定する会計監査人の会計監査を受けています。

さらに、AMED の運営及び業務の執行に関する重要事項の審議や報告の聴取を通じて、その適切な執行を確保することを目的として理事会を設置しています。加えて、業務の質の更なる向上やガバナンスの強化を図るため、業務運営全般に係る課題について役員等及び部室長が認識を共有し、柔軟かつ適時に意見交換や情報共有等を行う幹部連絡会議を設置しています。このほか、内部統制推進委員会等、目的に応じた各種委員会等を設置しています。



(2)役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（当事業年度末現在）

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	中釜 斉	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	組織業務運営	昭和57年3月 東京大学 医学部卒業 平成2年4月 東京大学医学部附属病院 助手 平成3年1月 米国マサチューセッツ工科大学 がん研究センター リサーチフェロー 平成9年4月 国立がんセンター研究所 生化学部長 平成19年4月 国立がんセンター研究所 副所長 平成23年4月 国立がん研究センター 研究所長 平成28年4月 国立がん研究センター 理事長
理事	屋敷 次郎	令和7年4月1日～ 令和8年3月30日	組織業務運営の理事長補佐	平成2年3月 東京大学 経済学部卒業 平成2年4月 厚生省入省 平成29年7月 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長 平成30年7月 厚生労働省大臣官房参事官(情報化担当) 令和元年7月 社会保険診療報酬支払基金理事長特任補佐 令和3年9月 厚生労働省大臣官房審議官(年金担当) 令和4年6月 独立行政法人地域医療機能推進機構理事(管理・労務・経営担当)
監事 (非常勤)	小宮山 榮	令和7年9月1日～ 中長期計画最終年度 についての財務諸表 承認日	監査	昭和63年3月 明治大学商学部卒業 平成4年10月 (株)トミー(現 (株)タカラトミー)入社(嘱託社員) 平成12年3月 太田昭和監査法人埼玉事務所(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所 平成26年4月 イマニシ税理士法人入所(現職) 平成27年7月 年金積立金管理運用独立行政法人監事 令和2年8月 (株)パイオラックス社外取締役(監査等委員)(現任) 令和4年6月 (株)ナルミヤ・インターナショナル監査役 令和7年6月 (株)北國フィナンシャルホールディングス(現 (株)CCIグループ)社外取締役(監査等委員)(現任)
監事 (非常勤)	牧 兼充	令和7年9月1日～ 中長期計画最終年度 についての財務諸表 承認日	監査	平成12年3月 慶應義塾大学環境情報学部卒業 平成14年3月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科修士課程修了 平成14年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助手・助教 平成27年9月 カリフォルニア大学サンディエゴ校博士課程修了 博士(経営学) 平成27年9月 スタンフォード大学アジア太平洋研究所リサーチアソシエイト 平成28年4月 政策研究大学院大学助教授 平成29年9月 早稲田大学大学院経営管理研究科准教授(現職)

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人はEY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度のAMEDの監査証明業務に基づく報酬の額は11,102千円(消費税等を除く)、非監査業務に基づく報酬の額は0円(消費税等を除く)です。

(3)職員の状況

常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む)及び平均年齢

常勤職員の数 (うち、出向者数)	541 名(前事業年度末比 45 名増) (うち、出向者 156 名)
平均年齢	52.5 歳

(4)重要な施設等の整備等の状況

国内には、東京都千代田区に本部、東京都中央区に東日本統括部及び大阪府大阪市に西日本統括部、海外には、ワシントンD.C.事務所、ロンドン事務所がありますが、いずれも賃貸であり所有する施設はありません。

(5)純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとに出资额

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	94,681	-	3,076	91,605
資本金合計	94,681	-	3,076	91,605

(注)当期減少額は、国庫納付によるものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当事業年度は、目的積立金の申請は行っておりません。

(6)財源の状況

①財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	8,383	4.3
国庫補助金	170,895	88.2
その他の収入	14,162	7.3
寄附金収入	119	0.1
受託等収入	185	0.1
合計	193,743	100.0

(注)各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

②自己収入に関する説明

AMEDの自己収入として、寄付金及びその他収入があります。その他の収入については過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等であり、将来的に国庫納付するものとなります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会への配慮に関する取り組み

【社会共創】

- ・ AMED は、国民の安全・安心を確保し、理解・信頼を得ながら、社会の真のニーズに基づく、社会との調和が図られた医療研究開発の実施と成果の創出を目指すべく、「社会共創 (Social Co-Creation)」の取組を推進しています。

※AMED「社会共創」の取組：<https://www.amed.go.jp/socialcocreation/index.html>

- ・ 倫理的・法的・社会的課題 (ELSI: Ethical, Legal and Social Issues) への対応
- ・ 患者・市民参画 (PPI: Patient and Public Involvement) をはじめとするダイバーシティ推進
- ・ Society 5.0 における医療研究開発のための持続可能な開発目標 (SDGs) への対応

【社会等への配慮】

- ・ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (昭和 41 年法律第 97 号) に基づき、毎年度「中小企業者に関する契約の方針」を定め、新規中小企業者をはじめとする中小企業者・小規模事業者からの物品等の調達に努めています。
- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) 第 6 条の規定に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、同法第 7 条の規定に基づき、毎年度その実績を公表しています。

※AMED の HP 情報公開：<https://www.amed.go.jp/koukai/other.html>

- ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針及び調達実績
- ・ 中小企業者に関する契約の方針

② 環境等への配慮

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるとともに、毎年その実績の概要を公表しています。
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号) 第 8 条の規定に基づき、毎年度「環境配慮契約の締結実績の概要」を公表しています。

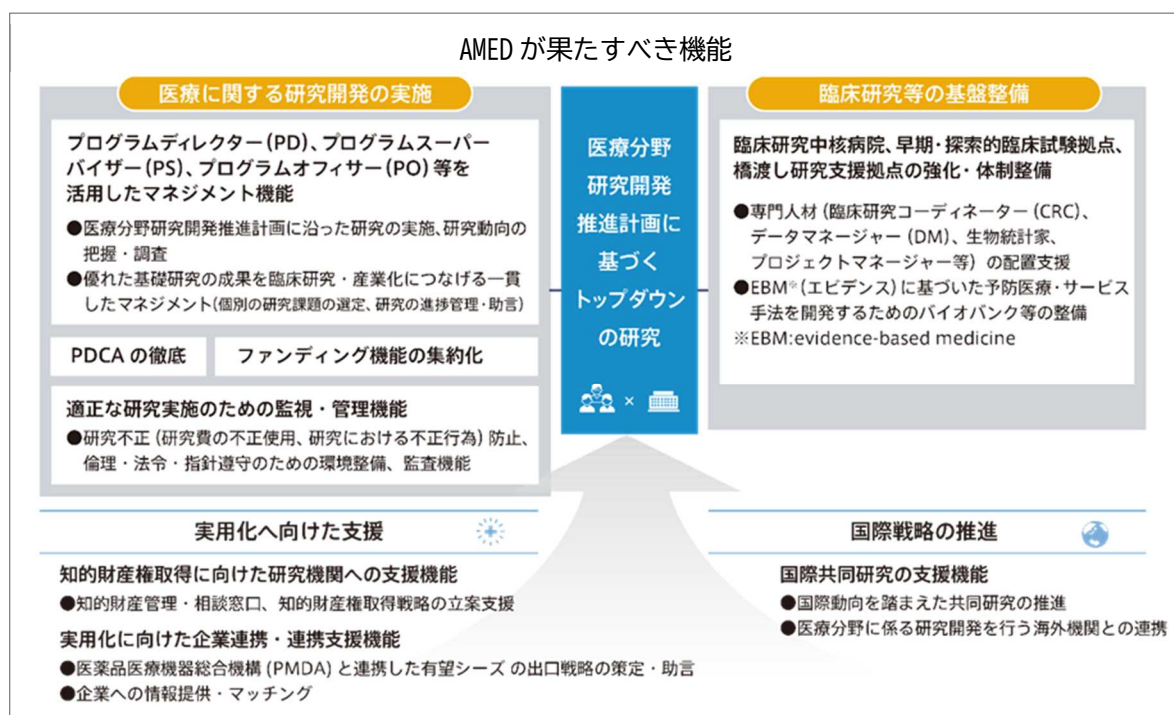
※AMED の HP 情報公開：<https://www.amed.go.jp/koukai/other.html>

- ・ 環境物品等の調達方針及び調達実績
- ・ 環境配慮契約の締結実績の概要

(8)法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

① AMED が果たすべき機能

AMED は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の PDCA により、一貫したマネジメント機能をもって医療分野研究開発推進計画に沿った研究課題の実施を推進します。そして、優れた基礎研究の成果を臨床研究や実用化につなげることにより、医療の質を高め、世界最高水準の医療サービスの実現及び健康長寿社会の形成に努めています。



② 人的資本の強化

「運営基本理念・運営方針」や「役職員行動規準」の実現を、人材という観点からどのように実践していくかの方策を示し、求められる職員像として「思考力、実行力、課題解決力、自立性・協調性、専門性、人材育成」の6つの観点をAMED職員に示しています。これにより、研究開発を推進する触媒となり、医療イノベーション創出への道を拓くことや、業務の効率性・透明性を確保しながら、研究費の効果的な運用や業務の効率化について改善を続けています。また、人的資本強化のための方策として、以下、職員のダイバーシティ&インクルージョン、ワークライフバランス等を意識した取り組みを行っています。

※AMEDのHP情報公開:<https://www.amed.go.jp/koukai/other.html>

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画、女性の活躍に関する情報公表
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理については、AMED のミッション遂行の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため「リスク管理規程」を整備しています(業務方法書:第 18 条)。同規程に基づき、リスク管理の検討、審議等を行うため「リスク管理委員会」を設置しており、適切に開催しながら、リスク発生の防止又は発生した場合の損失の最小化を図っています。

リスク管理委員会は、顕在化したリスクの評価・検証を行い、リスクの再発防止のための検討を行っています。特に、「情報セキュリティ事象等発生」及び「個人情報の漏えい等」については、重点的に発生防止及び発生した場合の損失の最小化に向けて取り組んでいます。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

【公正な研究活動の推進】

AMED は、AMED の事業に参加する研究機関に対して、規程・体制の整備や、研究者の研究倫理教育の履修状況報告及び利益相反管理状況報告を義務付けています。また、AMED の事業において不正行為等の疑義が生じた場合は、研究機関の規程に基づき調査を実施し、その結果を AMED に対して報告することを義務付けており、不正行為等が認定された研究者に対して、競争的研究費の申請・参加資格制限を行う等の措置を講じています。さらに、公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為等を未然に防止するため、研究倫理教育教材の作成・高度化を行うとともに、同教材を用いたワークショップや研究公正シンポジウムの開催、研究公正・研究倫理に関する情報のメールマガジンによる定期配信等を通じて、研究公正・研究倫理リテラシーの向上や、関係者の連携・ネットワークの構築を支援し、研究活動における不正行為や、防止と公正な研究活動を推進しています。

※AMED における研究公正の取組:https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/index.html

【情報セキュリティ／ICTガバナンス】

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を含む政府の情報セキュリティ対策を踏まえ、CISO のもと、体制を整備・維持し、情報管理規則の策定と推進を行っています。また CISO のもとリスク全般速報窓口を常設化することで情報セキュリティインシデント対応の強化に努めています。また、職員には情報管理規則マニュアル等の業務マニュアルを作成し、研修・訓練を実施することで、日頃の情報セキュリティ意識の向上を図っています。

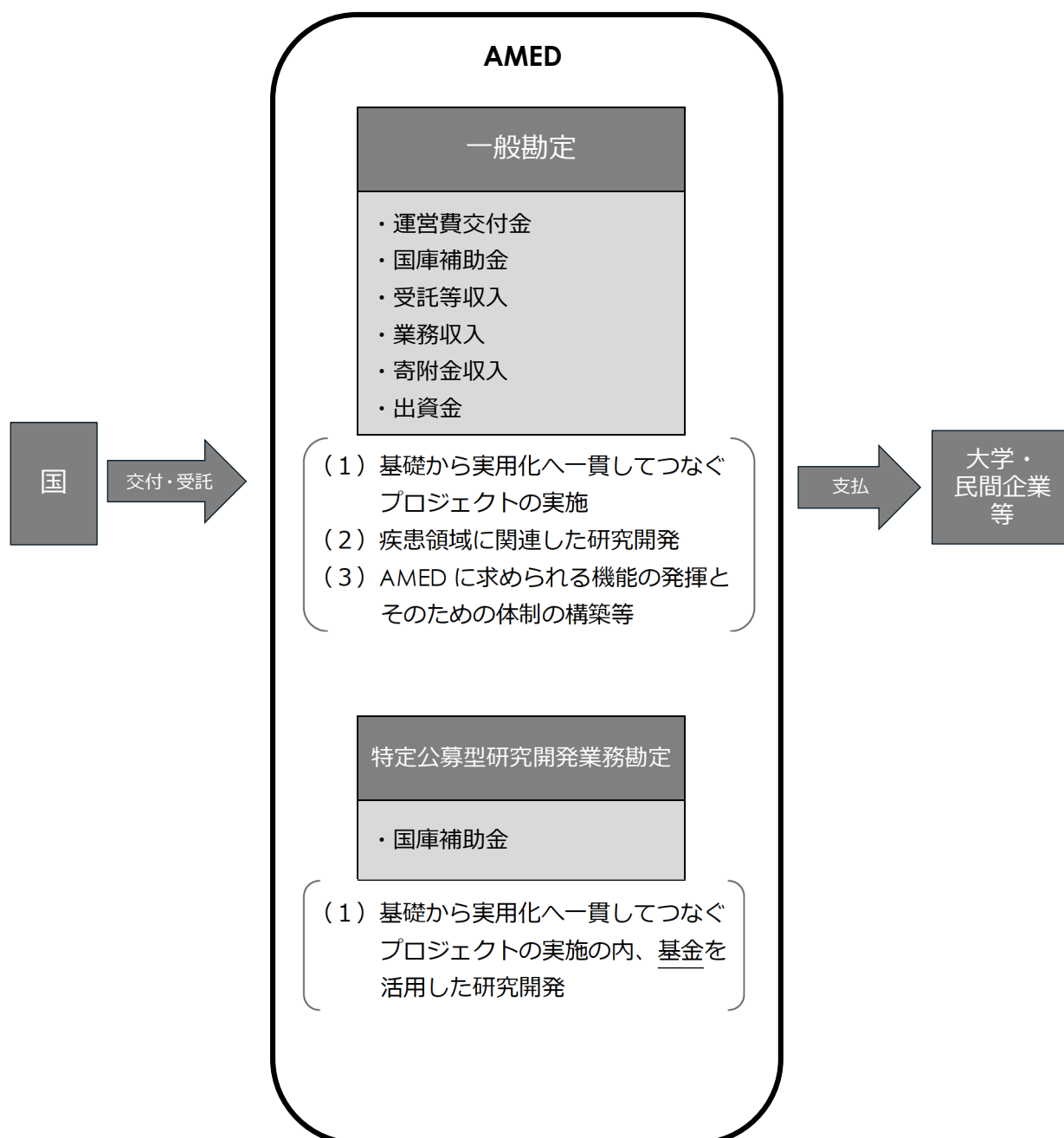
【個人情報保護】

個人情報保護については、AMED の業務の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報保護規則」を制定し、対応しています。

各業務に関わる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損のリスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの不正アクセスや持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の漏えい等を未然に防止するため、当該個人情報及びリスクの管理事項、体制整備、対応方針など、常日頃からのモニタリングや教育研修などを通じ徹底した管理を行っています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当事業年度における評価の前提情報として、第3期中長期計画の各勘定の業務と財源について示します。



10. 業務の成果と使用した資源の対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業績実績

AMED の主だった成果については、「AMED 事業成果」として以下のページで紹介しております。

※事業成果

<https://www.amed.go.jp/seika/index.html>

事業ごとの成果や、AMED の事業全体の成果については以下もご参照ください。

※刊行物・レポート

<https://www.amed.go.jp/seika/index.html>

※AMED の評価に関する情報

<https://www.amed.go.jp/seika/index.html>

※AMED データブック

AMED における研究開発課題のデータを様々な角度(プロジェクト視点、疾患領域、開発目的)から集計し、情報分析レポートとして以下のページに公表しています。

https://www.amed.go.jp/i-analysis/koubo.saitaku_deta.html

(2) 自己評価

当事業年度の自己評価と行政コストの関係については、以下のとおりです。

※詳細は、業務実績報告書等をご覧ください。<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html#shumu>

第3期中長期計画		評価 (※)	行政コスト (単位:百万円)
Ⅱ.(1)基礎研究から実用化へ一貫して繋ぐプロジェクトの実施	まとめ	A	215,891
	① 医薬品プロジェクト	s	
	② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	a	
	③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	s	
	④ 感染症プロジェクト	a	
	⑤ データ利活用・ライフコースプロジェクト	a	
	⑥ シーズ開発・基礎研究プロジェクト	a	
	⑦ 橋渡し・臨床加速化プロジェクト	a	
	⑧ イノベーション・エコシステムプロジェクト	a	
Ⅱ.(2)疾患領域に関連した研究開発		A	Ⅱ.(1)の内数
Ⅱ.(3)AMED に求められる機能の発揮と そのための体制の構築等	① 優れたシーズの創出・実用化の加速	A	1,362
	② 8 統合プロジェクトに共通する取組		
	③ 研究開発の環境の整備		
	④ 研究開発成果の普及		
Ⅲ.業務運営の効率化に関する事項		B	6,111
Ⅳ.財務内容の改善に関する事項		B	
Ⅴ.その他業務運営に関する事項		B	

(3)当中長期計画期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評価(※)	—	—	—	—	—

(※)評価区分

- S：特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
A：顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
B：成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
C：より一層の工夫、改善等が期待される。
D：抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

1 1. 予算と決算との対比

(法人単位決算報告書)

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額	差異理由
収入				
運営費交付金	8,383	8,383	0	
政府出資金	0	0	0	
国庫補助金	150,491	148,804	1,686	
革新的研究開発推進基金補助金	16,150	16,150	0	
先端国際共同研究推進基金補助金	5,940	5,940	0	
その他の収入	0	14,162	△ 14,162	(注 1) (注 2)
寄附金収入	120	119	1	
受託等収入	185	185	0	
計	181,269	193,743	△ 12,474	
支出				
一般管理費	4,812	4,735	77	
人件費	1,844	1,839	5	
物件費	2,939	2,868	71	
公租公課	28	28	0	
事業費	69,546	64,693	4,853	
物件費	65,269	60,442	4,827	
政府出資金事業費	4,277	4,251	26	
国庫補助金事業費	150,491	144,516	5,975	
受託等経費	185	185	0	
計	225,033	214,128	10,905	

(注) 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

予算と決算額との差額の説明

(注 1) 過年度委託研究費・補助事業費の額の確定による戻入等のため

(注 2) 開発委託金の回収等のため

※詳細については、決算報告書をご覧ください。 <https://www.amed.go.jp/koukai/teikyoku.html>

12. 財務諸表

① 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	575,522	流動負債	118,841
現金及び預金	573,582	固定負債	437,991
その他の流動資産	1,939	資産見返負債	5,082
固定資産	68,585	長期預り補助金等	432,649
有形固定資産	3,636	長期預り寄附金	6
無形固定資産	1,446	退職給付引当金	254
投資その他の資産	63,503	負債合計	556,832
長期性預金	5,000	純資産の部	金額
長期未収金	-	資本金	91,605
開発委託金	40,927	政府出資金	91,605
開発委託金回収債権	17,044	資本剰余金	294
敷金保証金	278	繰越欠損金	△4,624
退職給付引当金見返	254	当期末処理損失	△4,624
		純資産合計	87,275
資産合計	644,107	負債純資産合計	644,107

(注) 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

② 行政コスト計算書

(単位:百万円)

項目	金額
I 損益計算書上の費用	223,364
業務費	209,667
一般管理費	5,011
雑損	7,580
臨時損失	1,106
法人税、住民税及び事業税	0
II 行政コスト	223,364

(注) 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

③ 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用(A)	222,258
業務費	209,667
人件費	3,725
研究委託費	193,870
業務委託費	1,942
減価償却費	2,218
開発委託損失(注2)	3,813
その他	4,098
一般管理費	5,011
人件費	2,436
業務委託費	983
減価償却費	310
その他	1,281
雑損	7,580
経常収益(B)	218,640
運営費交付金収益	7,659
補助金等収益	197,731
寄附金収益	154
受託業務収入	185
その他	3,022
財務収益	2,263
雑益	7,626
臨時損益(C)	△1,007
その他調整額(D)	1
当期総損失(B-A+C+D)	4,624

(注1) 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

(注2) 開発委託損失については、医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)において、研究開発終了時に目標未達となった場合に開発委託金の返還を一部免除するというスキームにおいて発生した、見合いの収益計上がなされない事業費用です。

④ 純資産変動計算書

(単位:百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金 (又は繰越欠損金(△))	純資産合計
当期首残高	94,681	293	1,447	96,421
当期変動額				
I 資本金の変動	△3,076			△3,076
II 資本剰余金の変動		0		0
III 利益剰余金(又は繰越欠損金(△))の変動				
利益の処分又は損失の処理			△1,446	△1,446
その他			△4,625	△4,625
当期変動額合計	△3,076	0	△6,071	△9,146
当期末残高	91,605	294	△4,624	87,275

(注) 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

項目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△33,035
人件費支出、その他経費支出	△211,740
運営費交付金収入	8,383
補助金等収入	170,950
寄附金収入	119
受託収入	185
その他収入	13,541
国庫納付金支出	△2,688
その他支出	△11,785
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	159,383
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△3,076
IV 資金に係る換算差額(D)	1
V 資金増加額(又は減少額△)(E=A+B+C+D)	123,273
VI 資金期首残高(F)	218,310
VII 資金期末残高(G=E+F)	341,582

(注) 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※詳細については、財務諸表をご覧ください。 <https://www.amed.go.jp/koukai/teikyuu.html>

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

① 貸借対照表

【資産】

当事業年度末現在の資産合計は 644,107 百万円と、前年度比 42,718 百万円減(6.2%減)となっています。これは、主として長期性預金が前年度比 39,000 百万円減少したことによります。

【負債】

当事業年度末現在の負債合計は 556,832 百万円と、前年度比 33,572 百万円減(5.7%減)となっています。これは、主として長期預り補助金等が前年度比 61,009 百万円減少したことによります。

② 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは 223,364 百万円となっています。前年度比 25,074 百万円増(12.6%増)となっています。これは主として業務費が前年度比 18,671 百万円増加したことによります。

③ 損益計算書

【経常費用】

当事業年度の経常費用は 222,258 百万円と、前年度比 24,175 百万円増(12.2%増)となっています。これは、主として業務費のうち、研究委託費が前年度比 15,790 百万円増加したことによります。

【経常収益】

当事業年度の経常収益は 218,640 百万円と、前年度比 21,593 百万円増(11.0%増)となっています。これは、主として補助金等収益が前年度比 12,923 百万円増加したことによります。

【当期総損失】

上記経常損益の状況及び臨時損益の結果、当該事業年度の当期総損失は 4,624 百万円と、前年度比 4,021 百万円増(666.6%増)となっています。

当期総損失となった主な要因は、医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)において目標未達(不確実性を常に伴う研究開発の性格を考慮し、計画どおりに事業執行・管理を行ったものの、結果として有効性の確認等には至らない場合に認定)の場合、開発委託金返還の一部免除額を開発委託損失として計上する会計処理を行うこととしており、当期は目標未達案件として2件認定されたため、開発委託損失 3,813 百万円を計上したことによるものです。

④ 純資産変動計算書

【資本金】

当事業年度末現在の資本金は 91,605 百万円と、前年度比 3,076 百万円減(3.2%減)となっています。これは、3,076 百万円を減資したことによります。

【利益剰余金(又は繰越欠損金(△))】

前事業年度末時点の利益剰余金 1,447 百万円から、当事業年度末現在の繰越欠損金△4,624 百万円と、前年度比 6,071 百万円減(-)となっています。これは、主として国庫納付金の納付 1,446

百万円をしたことと、当期純損失 4,625 百万円を計上したことによります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

【業務活動によるキャッシュ・フロー】

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△33,035 百万円と、前年度比 4,413 百万円の資金増となっています。これは、主として補助金等収入が前年度比 8,495 百万円増加したことによります。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 159,383 百万円と、前年度比 200,022 百万円の資金増となっています。これは、主として定期預金の払戻による収入が前年度比 160,900 百万円増加したことによります。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△3,076 百万円と、前年度比 10,662 百万円の資金増となっています。これは、不要財産に係る国庫納付等による支出が 10,662 百万円減少したことによります。

14. 内部統制の運用に関する情報

AMEDは、内部統制の運用に関して、役員(監事を除く。)の職務の執行が独法通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図ることを業務方法書に定めています。主な項目と実施状況は下記です。

① 内部統制の推進(業務方法書:第17条)

【内部統制】

内部統制については、AMEDの中長期目標に基づき法律及びこれに基づく命令等並びにAMEDにおける各種規程等及びこれらに関連する通知を遵守しつつ業務を行い、AMEDのミッションを有効かつ効率的に遂行するため、内部統制推進委員会の設置、内部統制を担当する役員の指定、内部統制を推進する部門の指定、研修の実施等について、「内部統制推進規程」で定めています。同規程に基づき、設置した「内部統制推進委員会」において、内部統制推進に係る体制を整備するため「内部統制の推進に係る基本方針」を策定しています。

【コンプライアンス】

コンプライアンスについては、研修の実施やコンプライアンスハンドブックの配布等を通してコンプライアンス意識の向上を図るとともに、コンプライアンス相談窓口をAMED内外に設置し、窓口の連絡先を記載したカードを全役職員が常時携帯するなど、コンプライアンス違反等が発生した際の対応体制を整備しています。

② 運用資金の管理

資金運用については取扱い規則を整備し、元本回収の安全性及び確実性を最優先とした定期預金等にて運用を行っています。

③ 監事及び監事監査と内部監査(業務方法書:第22条、第23条)

監事は、AMEDの業務に関する監査を行います。監査の結果は、監査報告として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)に提出されます。また、AMEDは、監事の監査とは別に、独法通則法により、会計監査人の監査を受けなければなりません。監査の結果は、会計監査報告書として理事長に報告し、財務諸表に添付されて主務大臣に提出され、ホームページで公開しています。

さらに、監事は、AMEDの業務に関し、業務の運営が合規性の観点から法令等に準拠し適正に行われているかどうか等について、内部監査を実施します。監査の結果及びその結果に対する改善状況は、監査報告書として理事長に報告します。

④ 入札及び契約に関する事項(業務方法書:第25条)

AMEDは、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置して、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しに関する(閣議決定)等」に基づき、入札及び契約手続等の点検・見直し

等を行います。また、物品又は役務等の調達に係る競争契約原則の徹底及び入札の適正を期する等のため契約審査委員会を設置しています。

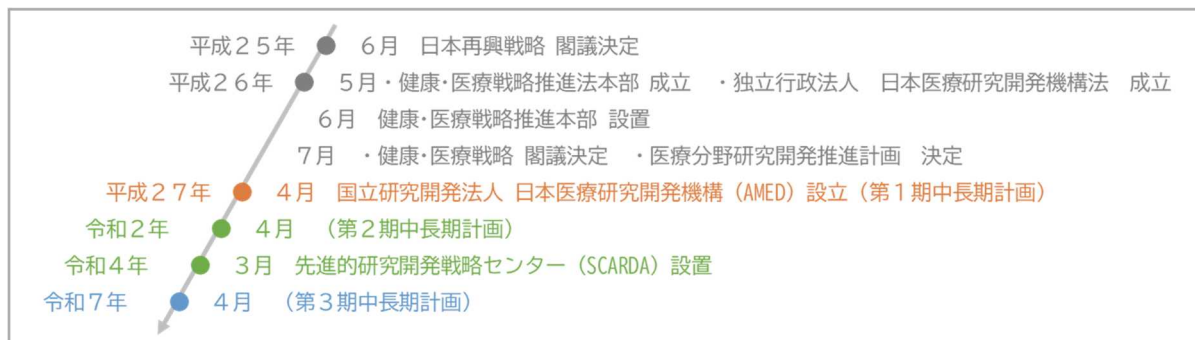
⑤ 中長期計画等の進捗管理（業務方法書:第16条）

中長期計画及び年度計画における業務の質の向上及び業務の効率化に関する項目の着実な達成に資すること等を目的として「中長期計画及び年度計画の執行管理に関する規則」を制定、同規則に基づき、役員等及び部室の長が出席する会議において、業務の進捗状況については随時、支出予算の執行状況については原則四半期ごとに把握、検討するとともに、その他の措置が必要と認める場合は、当該措置を指示するものとしています。

15. 法人の基本情報

(1)沿革

AMED は 2015 年度(平成 27 年度)に設立され、2025 年(令和 7 年)4 月より第 3 期中長期計画期間に入っています。



(2)設立に係る根拠法

健康・医療戦略推進法

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法

(3)主務大臣(主務省所管課)

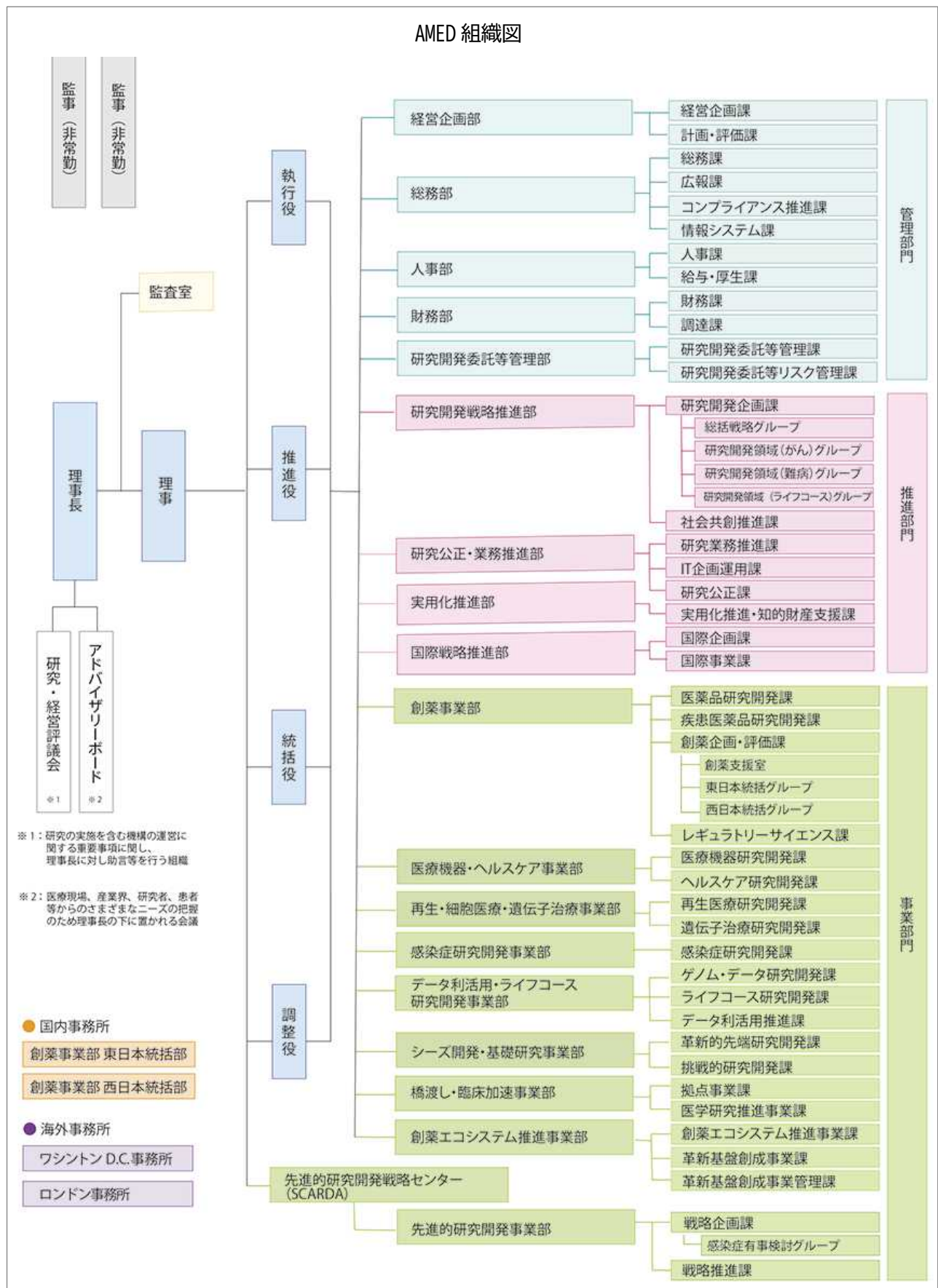
内閣総理大臣(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局日本医療研究開発機構担当室)

文部科学大臣(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課)

厚生労働大臣(厚生労働省大臣官房厚生科学課)

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループヘルスケア産業課)

(4)組織図



(5)事務所の所在地

①国内

本部	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル 20 階～24 階
東日本統括部	東京都中央区日本橋室町 1-5-5 室町ちばぎん三井ビルディング 8 階
西日本統括部	大阪府大阪市中央区備後町 4-1-3 御堂筋三井ビル 6 階

②海外

ワシントン D.C.事務所	1920 L Street, Northwest, Suite 303, Washington, D.C. 20036 USA
ロンドン事務所	3 Waterhouse Square, 138-142 Holborn London, EC1N 2SW, UK

(6)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当事業年度は、関連会社等に該当するものではありません。

(7)主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
資 産	452,724	743,749	732,287	686,825	644,107
負 債	307,718	608,010	621,525	590,404	556,832
純資産	145,006	135,739	110,762	96,421	87,275
行政コスト	206,557	176,816	193,168	198,290	223,364
経常費用	206,542	174,541	193,109	198,083	222,258
経常収益	208,901	175,005	193,710	197,047	218,640
当期総利益(△総損失)	2,532	△1,635	644	△603	△4,624

(注) 各金額は単位未満を四捨五入しています。

(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	6,716
政府出資金	0
国庫補助金	116,602
革新的研究開発推進基金補助金	283
先端国際共同研究推進基金補助金	0
寄附金収入	110
受託等収入	210
計	123,921
支出	
一般管理費	4,752
人件費	1,792
物件費	2,919
公租公課	41
事業費	112,305
物件費	107,805
政府出資金事業費	4,500
国庫補助金事業費	116,602
受託等経費	210
計	233,869

(注) 各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

② 収支計画

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	229,276
経常費用	229,251
業務費	224,434
一般管理費	4,817
雑損	0
臨時損失	25
収益の部	229,367
経常収益	229,290
運営費交付金収益	6,358
補助金等収益	217,122
寄附金収益	128
受託業務収入	210
資産に係る繰延収益戻入	3,003
賞与引当金見返に係る収益	367
退職給付引当金見返に係る収益	29
貸倒引当金戻入益	17
財務収益	2,058
雑益	0
臨時利益	76
当期純利益	90
当期総利益	90

(注)各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

③ 資金計画

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	691,577
業務活動による支出	233,969
投資活動による支出	434,531
財務活動による支出	65
翌事業年度への繰越金	23,013
資金収入	691,577
業務活動による収入	126,168
運営費交付金による収入	6,716
業務収入	174
受託収入	210
国庫補助金による収入	116,885
寄附金収入	110
その他の収入	2,073
投資活動による収入	534,876
財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	30,534

(注)各金額は単位未満を四捨五入しており合計額と一致しないことがあります。

※詳細については令和8年度計画をご覧ください。<https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html>

16. 参考情報

(1)要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	現金、1年以内に満期の到来する預金
その他の流動資産	有価証券、前払費用、賞与引当金見返等
有形固定資産	建物、工具器具備品
無形固定資産	商標権、ソフトウェア
長期性預金	満期日が決算日から1年を超える預金
開発委託金	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第1項第1号に規定する医療分野の研究開発のうち医療研究開発革新基盤創成事業として企業等に委託し、支出した金額
開発委託金回収債権	開発委託金のうち、研究開発の成功・不成功等に応じて企業等より返還されることが確定した金額
退職給付引当金見返	退職給付引当金の繰入に対応する額
流動負債	預り補助金等、未払金等
資産見返負債	運営費交付金、補助金等により取得した償却資産の見合いで計上する負債
退職給付引当金	退職給付に係る引当金
長期預り補助金等	翌事業年度以降の特定の事業に充てるため特別の資金として保有することを目的として交付を受けた補助金
長期預り寄附金	翌事業年度以降の特定の事業に充てるための寄附金
政府出資金	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	資本金及び利益剰余金以外の資本の額
利益剰余金	業務に関連して発生した剰余金の累計額
繰越欠損金	業務に関連して発生した欠損金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	行政コストのうち、損益計算書に計上される費用
その他行政コスト	行政コストのうち、AMEDの会計上の財務的基礎が減少する取引に相当するものであるが、損益計算書に計上されないもの

③ 損益計算書

業務費	業務に要した費用
人件費	給与、賞与、法定福利費等、職員等に要する費用
減価償却費	固定資産の取得原価を耐用年数にわたって配分した費用

運営費交付金収益	運営費交付金を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
補助金等収益	補助金等を財源とする支出のうち固定資産の取得原価を構成しない支出について費用処理される額
臨時損益	国庫納付金、固定資産売却益、固定資産除却損等
その他の調整額	法人税、住民税及び事業税

④ 純資産変動計算書

当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、運営費交付金収入、補助金等収入、業務収入、その他の経費支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	政府出資金収入等が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

[ホームページ](#)では、AMED のご案内や事業の公募のほか、これまでの研究開発成果について情報発信をしています。

